

要領様式第2号

出張報告届

令和
平成 2年 10月 19日

吹田市議会議長様

会派名 公明党吹田市議会議員団

出張者氏名 野田泰弘 

井上真佐美 

印

印

印

印

印

下記のとおり出張したので届け出ます。

記

出張先	2020年 地方議会特別企画室 吹田		
期間	令和 2年 9月 2日から 月 日まで /日間		
出張の成果	別紙のとおり		
備考		会派代表者 	
		認印 	



2020年 地方議会特別セミナー in 吹田

「議員の資質向上と政務活動費活用策」

研修参加者：野田 泰弘

研修日程：令和2年9月2日（水）

研修会場：メイシアター

講 師：自治体議会研究所代表 高沖 秀信

第一講

① 議会の役割・機能

- 憲法93条 議事機関（審議、熟議する機関）として議会の設置
- 議会機関（自治体の意思決定）としての議会の権能
- 事務執行（当該自治体の行政全般）に対し監視する機能
- 政策形成機能を担う

→地方自治体の自己決定の領域が拡大する中、議会の政策形成機能の一層の発揮が求められているが、現状は発揮されていない。議員も関心がない。

② 議員の役割・資質

□住民の「代表」についての明確な規定はないが議会基本条例で規定している場合が多い。制定されていない場合は、自治基本条例がある。

- 「議員力」
 - ・市民の立場から様々な問題点、課題を捉えそれらを解決するために備えておくべき能力
 - 「議会力」
 - ・市民の付託と信頼に応えていくために備えておくべき機能
 - 議会改革とは何か
 - ・「機関としての議会」による政策過程を活性化させることで二元代表制における機関対立主義の理念を作動させようとするものであり、分権時代における自治体の意志決定の在り方に対する自治体議会の側からの一つの解答である。

第二講

① 政務活動費とは何か

地方自治法第100条14

議会の議員の調査研究その他の活動に資するため・・・・

調査研究の文言の後に・がない。その為その他の活動とは調査研究に資する活動である。

② 政務活動費と政策立案

□政策立案能力

- ・ある問題を解決するために政策を構想し政策を実現するために必要な枠組みや仕組みを創り上げる能力→「条例の提案」

□政務活動費の在り方

- ・「政務」の意味を議会会派による政策の立案・決定・提言の機能に引き寄せて解釈し、その機能が適正に発揮される方向で政務活動費の使途を転換する。→「質の充実強化が必要」

【感想】

- ・議員の政策形成に関しては、今後求められる資質であり能力が必要であり、さらに議員個人が強化をしていかなくてはならないと感じました。政務活動費については様々な考えがあり使い道を精査するには議会の調整が必要であり非常に困難を極める。しかしいずれにしても政務活動費の使い方については、常に市民に説明責任を負い有権者の感覚とのズレを自覚しなければならない。

<研修参加報告書>

- 日時：令和2年9月2日（水） 13:15～16:15
- 研修先：2020年 地方議会特別セミナー in 吹田
- 研修内容：「議員の資質向上と政務活動費活用策」
- 講師：自治体議会研究所代表 高沖秀宣氏
- 報告者：井上真佐美

【講義の内容】

一、議員の資質向上

I 議会の役割・機能

議会の役割・機能—議会は、いかに「民意」を反映できるかが大きな課題とされる。長 その他の執行機関の事務執行に対し、これを監視する機能、憲法上いわゆる「二元代表 制」が要請されている。議会は、住民の代表機関といった立場から、当該自治体の行政全 般にわたる監視機能を果たすことが求められる。また、議会の審議における政策提案等、 地方分権が進展し、地方自治体の自己決定の領域が拡大する中、議会の施策形成機能の一 層の発揮が求められている。しかし現状は、あまり政策形成機能は発揮されておらず、議 員も政策形成機能にあまり関心がないのが現状だ。

II 議員の役割・資質

住民の「代表」についての明確な規定ではなく、議会基本条例で規定している場合が多い が、吹田市では議会基本条例が制定されていない。広く市民の意思を把握し、市政に的確 に反映させるとともに、議員一人ひとりの資質を高め、議会機能の強化及び活性化に取り 組むことにより、議員力及び議会力を強化する。議員に求められる資質としては、議案を 審議するだけの専門性を持つことが必要である。特定の分野に関する高い専門的知見を有 していること、地域の政策課題を的確に把握し、必要な情報収集を行いながら、議会にお いて意見集約し、合意を得るために調整能力も専門性に含める考え方もある。

III 「二元代表制」と「議会改革」

議会は、首長の追認機関ではない。議会は、首長とは立場や役割が異なる。議会の存在 意義は何か。戦略を持って政策提言できる議会へ。これまでの「監視型」議会から「政策 提言型」議会へ。

議会改革とは何か。行政改革の考え方を議会に持ち込むのは誤りである。非常事態時に おける議会のあり方には議論が必要である（専決処分の濫発、一般質問の制限、政務活動 費の返上など）。議会改革とは、二元代表制を追究し、実質化していくことである。議会 改革は、「機関としての議会」による政策過程を活性化させることで、二元代表制におけ る機関対立主義の理念を作動させようとするものであり、分権時代における自治体の意思 決定のあり方に対する自治体議会の側からの一つの解答である。

二、政務活動費活用策

I 政務活動費とは何か

地方自治法の規定—議会の議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一 部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。 この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに政務活動費を 充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

どのような経費の範囲を条例で定めるかについては、各議会において適切に判断していくべきものである。政党活動、選挙活動、後援会活動それから私人としての活動のための経費などは、条例によっても対象とすることはできない。

II 政務活動費の適正な運用

使うことが目的ではなく、議員活動の成果を上げるための支援措置である。何のために使うかの認識が十分ではないのではないか。委員会視察や議員派遣のような命令権者から命令されて行く公務出張とは別で、議員が自発的に行うものとの認識が必要である。収支報告は、会計報告だけではなく、活動の成果報告である。使うだけではだめで、住民にその成果を示すこと。成果報告書もあわせて作成しておくこと。まずは、議員活動を積極的に行うことが前提である。

III 政務活動費と政策立案

政務活動費を使って調査研究を行い、その結果何らかの政策に練り上げ、条例の提案まで持ち込むことができるかどうかがポイントである。政務活動費における「政務」の意味を、議会会派による政策の立案・決定・提言の機能に引き寄せて解釈し、その機能が適正に発揮される方向で政務活動費の使途を転換すべきであり、使途の拡大ではなく質の充実・強化が必要である。

IV 政務活動費を巡る問題点

政務活動費を廃止・減額し、議員報酬を増額した議会があるが、むしろ議員のあり方、議会のあり方が改めて厳しく問いかれることになる。「第二の報酬」ではなく、政策立案・提言機能を発揮するために使途を制限すべきではないか。

HPで公開されている各議会の収支報告書について、吹田市議会の支出科目では、調査研究費よりも広報費が目立っている。調査研究費を使用して、政策立案・提言に注力すべき。会計帳簿、領収書等のHPの公表はされているが、成果報告書も公表してはどうか。返還額が多い会派もある。

【所感】

議会は、住民の代表機関といった立場から、自治体の行政全般にわたる監視機能を果たすことが求められ、政策形成機能の一層の発揮が求められるとのお話に、自らの今までの議員活動を改めて振り返って、どれだけの成果を残しているか考える機会となった。

私達の会派としては、政務活動費を使って行政視察を行った場合、視察した先進事例等は議会質問で必ず取り上げており、その結果、実現した本市の施策も多々ある。今回参考とされた、令和元年度の政務活動費収支報告書においては、たまたま諸般の事情で会派視察が一度も行われておらず、調査研究費の支出がないため例年と異なる状況であり、この結果を参考に、積極的に調査研究が行われていないとの結論を出すことはできない。しかし今後も、今まで以上に市民の方の声をお聞きし、要望や意見を市政に反映するのが私達議員の役割であると再確認した。

政務活動費の使い方については、その使途の透明性の確保に努めるものとするとの地方自治法の規定は当然である。他自治体の不適切な使い方の事例を挙げられていたが、本市では考えられない事例で、ほとんどが事務局で事前チェックができるとのお話があつたが全く同感である。今後も調査研究に積極的に取り組み、更に厳格に、そして有効に活用し、議員としての資質向上及びその責任を全うすべく努力したい。